

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により下記のことについて、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

記

浦郷大久保地区急傾斜地崩壊対策工事の変更について

令和 7 年 5 月 9 日提出

時津町長 山 上 広 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 27 日

時津町長 山 上 広 信

工事請負契約の変更について

町は、浦郷大久保地区急傾斜地崩壊対策工事の変更について下記のとおり決定する。

- | | |
|------------|--|
| 1. 契約金額の増額 | 4, 987, 400 円 |
| 2. 契約の相手方 | 長崎県長崎市川平町 857 番地 12
旭建装 有限会社
代表取締役 上戸 鉄治 |

「理由」

「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第 1 項の規定に基づき、専決処分する。